

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成30年12月7日（金）
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前 9時14分
- 4 閉会時刻 午前11時27分
- 5 出席者 委員長 二村 禮一 副委員長 寺田 幸弘
委員 鈴木 正治 委員 草賀 章吉
委員 山本 行男 委員 鈴木 久裕
委員 富田 まゆみ
- 当局側出席者 市長、総務部長、総務部付参与、企画政策部長、
市民協働部長、危機管理部長、消防長、水道部長、
南部行政事務局長、会計管理者、議会事務局長、
所管課長
- 事務局出席者 議事調査係 鈴木

6 審査事項

- ・議案第 82号 平成30年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第9款 消防費
第10款 教育費（第6項1目・2目）
第2条 繰越明許費
第3条 債務負担行為の補正
- ・議案第 92号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 93号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 94号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 95号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・議案第 98号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター）
- ・議案第 99号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール）
- ・議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ）

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成30年12月7日

市議会議長 鈴木 正 治 様

総務委員会 委員長 二 村 禮 一

7 会議の概要

平成30年12月 7 日（金）午前 9 時14分から第 3 委員会室において、全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第 8 2 号 平成30年度掛川市一般会計補正予算（第 5 号）について

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第 1 款 議会費

第 2 款 総務費

第 9 款 消防費

第10款 教育費（第 6 項 1 目・2 目）

第 2 条 繰越明許費

第 3 条 債務負担行為の補正

人件費について

〔総務部長 説明 9:17 ～ 9:19 〕

〔質 疑 9:19 ～ 9:24 〕

○富田まゆみ委員

人事院勧告によって、それぞれ4.40月から4.45月への変更により、特別職、議員、それぞれの増額となった金額は。

●高柳総務部長

議員は、議長が28,000円、副議長が25,000円、常任委員長が24,000円、その他議員が23,600円である。

特別職は、市長が52,000円、副市長が42,000円、教育長が39,000円である。

○富田まゆみ委員

人事院勧告に準じて特別職、議員等の給料も上げることになっているが、一般の職員と同様に上げる決まりとなっているのか。

●高柳総務部長

議員の根拠は、国の特別職の支給割合の改定に準じて、引き上げている。また、市の特別職は、市の一般職の引き上げに準じている。

○富田まゆみ委員

準じて上げているのは、市独自で決めているのか。

●高柳総務部長

そうである。そのため、この後条例の審査をしていただく。

第 2 条 繰越明許費

第 3 条 債務負担行為の補正

〔財政課 説明 9:24 ～ 9:27 〕

〔質 疑 なし 〕

〔行政課 説明 9:28 ～ 9:29 〕

〔質 疑 なし 〕

1 款 市税

〔市税課 説明 9:30 ～ 9:31 〕

〔質 疑 9:31 ～ 9:32 〕

○鈴木正治委員

現年課税分34,797千円の増額に対して増加した人数は。

●村木市税課長

納税義務者数について給与所得は378人、全体として618人当初見込みより増えた。

1 款 市税

〔資産税課 説明 9:33 ～ 9:35 〕

〔質 疑 9:35 ～ 9:37 〕

○草賀章吉委員

償却資産は申告制だが、どれくらいカバーしているのか。未申告者の捕捉には、まだ余裕があるのか。

●鈴木資産税課長

事業所統計があり、5年ごとに経済センサス基礎調査を実施し、その間に経済センサス活動調査を実施している。平成28年経済センサス活動調査の結果を見ると掛川市の事業所数は、4,563事業所となっている。28年度の償却資産の免税点未満を含めた納税義務者数は3,762人となり、捕捉率は82%となる。30年度の納税義務者は実地調査により、4,475人であり、28年度との比較だが98%という数字になる。今後も実地調査等で捕捉に努めていく。

〔企画政策課 説明 9:38 ～ 9:42 〕

〔質 疑 9:42 ～ 10:02 〕

○山本行男委員

R P Aについては、実証実験により顕著に効果があつた業務はどこか。

●平松企画政策課長

コンビニで納付されたものを市で収入するコンビニ収納業務は、データをシステムに投入する際の手入力作業が効率化し、ヒューマンエラーの防止に繋がり効果があつた。また、年間441時間位削減の効果を見込んでいる。

○鈴木久裕委員

個人的にR P Aの資料の提供してもらったので、他の委員にも配付してほしい。

○草賀章吉委員

政策推進方針調整費について、当初は委託料に含んでいたものを変更したのはどういうことか。

●平松企画政策課長

業務改革モデルプロジェクトを総務省から受託しており作業を行っている。総務省と直接協議をする場面もあり、総務省にも出向き打ち合わせを行っている。その旅費について、受託事業なので、総務省からの費用の中で見るといふ、総務省からの指示である。当初の受託費用の中には、旅費は想定しなかったが、旅費も良いこととなった。

○山本行男委員

国際交流推進事業管理費について、23日から2泊3日で中国に出張するが、行程を教えてください。

●平松企画政策課長

詳細は打ち合わせ中だが、23日に出発して、24日に協定締結、制作場所の見学、そして設置について打ち合わせを行い、翌日に帰国の予定である。

○鈴木久裕委員

設置について、観光特別委員会で話が出たが、インバウンドの増加には、周恩来は中国の政治家の中では一番人気であり、掛川の誘客要素になると思う。現状は大東図書館になるが、それだけで見に行くのは難しいので、報徳社の記念図書館に展示スペースを作り、ワールドカップが終わるときまで、キャンペーン的に中国語で表記して活用したら、という話も出た。それを前段として、これによってインバウンドや中国人向けの効果活用についてどんなイメージがあるか。

●平松企画政策課長

設置して、どのくらい見に来るかは不確定だが、周恩来の蠟人形が国外に出るのは初めてで、中国の方も関心も持っている。もしかして、静岡空港を降りて、そこを見てから他を観光することも考えられるので、その様子も見て考えていきたい。

○鈴木久裕委員

戦略的に仕掛けが必要ではないかと思うので、観光の担当とも協議しながらキャンペーンを検討してほしい。市役所全体として効果が出るのではないか。

○二村禮一委員長

12月23日からの中国出張について、協定で何か取り決めるのか。

●松井市長

協定を締結し、運搬の話や、違った取り組みも入れば良いと思っている。具体的な協定の内容は詰めていない。周恩来の生誕地が紹興市なので、人口規模が大きくて合わないのに、区との交流ができるように、含まれれば良いと思っている。また、蠟人形を中心市街地に持つてくる件はまったく考えていない。松本亀次郎の生誕地と周恩来の蠟人形、そして高天神城で南部の観光交流の大きな目玉としたい。

○二村禮一委員長

3月に除幕式が行われるが、招待客に関しても依頼してくるのか。

●松井市長

大使館に行き、大使の奥さんが対応してくれた。除幕式への大使の出席や、周恩来記念館の館長に来ていただくように依頼した。周恩来は今も中国で一番知名度が高く人気がある政治家なので、これを機会に日中友好関係についても推進していきたいと思っている。そのきっかけを作ってくれた、公明党の山口代表にも来ていただきたい。川勝知事も日中友好協会の会長なので、日程が合えばと言っていた。色んな人に声をかけたい。年度末でもあり、日程調整が難しい。3月3日を軸に予定している。

○鈴木正治委員

国際交流を図るなら、日本の外務大臣や中国も同程度の要人にも声をかけて実現すれば、国際交流のさらなる親展になる。試みてはどうか。

●松井市長

広く招待する予定である。

○山本行男委員

党の代表も、ある会合で国と国との交流、もっと大事なものは、地方とつきあいをどのように作っていくのか。何かあってもその太いパイプがあれば。と語っていた。以前は大東町の時は中学生が交流を行っていた。その辺も含めてやってほしい。

●松井市長

地方都市で、とりわけ中国との交流が開始されるのは大変なことなので、これを契機に中国との関係が進展するよう工夫をしていきたい。

地方都市間での交流は、国同士の問題があっても、市民同士の交流ができていれば、大きく破綻することに繋がらないと思う。良い機会と思っている。中学生の交流は行く人が無くなった。全額無料なら行くかもしれないが、そうではない。いろんな交流はしていかなければいけないと思っている。これからは中国、インドとの交流は大事だと思う。

○富田まゆみ委員

以前行われていた中国との交流がないと言うことであれば、日本体育協会がスポーツ少年団の関係で日本とドイツのシニアの指導者交流をやっている。中国との交流もやっていて、日本から中国にスポーツ少年団を派遣したり、向こうから来たりするので、たとえば中国から来た子供たちや指導者を蠟人形館を含めた松本亀次郎やその辺を見てもらうのも柱に入れても良いのではないかな。その辺を日本体育協会にPRすることも考慮に入れていただければと思う。

行財政改革推進費のRPAについて、使用料の54万円の追加により、庁内どこでも使えるのか、あるいはライセンスがあるのか。

●平松企画政策課長

54万円の内訳は、ソフトウェア4ライセンスになる。そのうち2ライセンスはプログラムを組むことができるソフトウェア、残りの2ライセンスは実行するだけのライセンスである。

第2款 総務費

〔生涯学習協働推進課 説明	10:02	～	10:03	〕
〔質 疑	10:03	～	10:08	〕

○二村禮一委員長

地域協働環境整備費5,000万円の補正予算で、全ての要望に対応出来るのか。

●道田生涯学習協働推進課長

今年度の地区要望は389件あり、9月末現在で170件を処理している。残り219件中の72件を補正で対応することで、地区要望全てに対応することとなる。

○鈴木久裕委員

市民の中では1件30万円と言われており、72件だと、30万を外れていないか。

●道田生涯学習協働推進課長

1件30万円という形であり、30万円ちょうどの額ではない。色んな額があり、今回のような補正額になっている。

○鈴木正治委員

この関係は毎年5,000万円程度補正しているが、当初に見込むことはできないのか。

●高柳総務部長

毎年5,000万円程度計上しているが、当初予算の時には、地区要望等も揃っていないので、前年並みの予算編成としており、地区要望が揃った時点で、全てに対応出来るよう補正を計上している。

○鈴木久裕委員

緊急修繕要望を別にとることによって、各自治区で混乱したので、説明と様式や配付の仕方は注意した方がよい。

●道田生涯学習協働推進課長

地区要望の関係は今年度見直ししたいと思っているので検討したい。

歳入のみ

〔観光交流課 説明 10:09 ～ 10:10 〕
〔質 疑 10:10 ～ 10:14 〕

○二村禮一委員長

木の伐採は進んでいるのか。

●杉村観光交流課長

南アルプスの眺望に関しては今回の補正により、富士山の方の少し北側の方になるが、およそ1ヘクタールを見込んでいる。

○鈴木久裕委員

具体的な山の名前はわかるのか。伐採してからで良いが、山に登る人は、山の名前ががわかると喜ぶ。うまく進めてほしい。

●杉村観光交流課長

イメージ図にある2つの棟の2階部分が、眺望を活かした全面テラスになっている。2階で危険なため、フェンスは透明の板になっている。そこに各方面で見られるものの案内をしようと考えている。

○富田まゆみ委員

補正額888万円の内訳について。

●杉村観光交流課長

本体工事、駐車場の舗装、法面の整備、外構工事、案内サイン、厨房が主な内容である。

〔討 議〕

○鈴木久裕委員

人件費関係については、補正予算の説明を先に行ったが、順序的にはまず条例改正があって、仕組みが確定してから、額が決定すると思うので、採決の順番は委員長判断で良いが、先に、議案第92号から95号まで先にやった方が良いと思うがどうか。

○鈴木正治委員

議案構成上は、条例を通すためには、その内訳がわからないと条例を通しにくい所があるので、予算の部分を説明してからでいいのでは。

○鈴木久裕委員

上程の順序は、予算関係が前に来るので、条例関係は後に来る。本来の審査は条例関係をやって中身が確定すれば、予算も変わってくることになるので、補正をやったけど、条例案が駄目になった場合は何のためとなる。上程の順番はこの順番になっているけど、審査は個別が先が良いのでは。環境産業委員会審査した、土方大坂工業団地特別会計は、特別会計の設置条例を先にやった。上程された順番は、予算が先で特別会計の設置条例はあとだったが、審査は逆にやった。

○草賀章吉委員

審議は良いが、議決は順序立てていかないとおかしいのでは。

●松井市長

議案の順序は変えれば良い。必要な議案を順序通りやることになっている。予算が先に来る決めるはないので、議会側で調整すれば良い。当局はどの形でも構わない。

○鈴木久裕委員

慣例上は予算関係を先に上程する順番になっている。

○草賀章吉委員

議案の審議は良いが、採決の時に条例を先にしたらどうか。

●松井市長

予算が先にでなくても構わないので、変更が必要であれば議案の順序を変えれば良い。

○鈴木正治委員

採決は後で良いが、審査は予算をやってからの方がわかりやすい。採決だけ後にすれば良いのでは。

○鈴木久裕委員

考え方を述べただけである。委員会の中では委員長の判断、議場では議長の判断で良い。

○二村禮一委員長

今回はこの通りやるが、不都合があれば今後は議運で検討していただく。

○寺田幸弘副委員長

今回は委員長の判断通りで進めていけばいい。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

- ①議案第 82 号 平成30年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について
- | | |
|-----|--------------------|
| 第1条 | 歳入歳出予算の補正 |
| 歳入中 | 所管部分 |
| 歳出中 | 第1款 議会費 |
| | 第2款 総務費 |
| | 第9款 消防費 |
| | 第10款 教育費（第6項1目・2目） |
| 第2条 | 繰越明許費 |
| 第3条 | 債務負担行為の補正 |

賛成多数にて原案のとおり可決

- ②議案第 92 号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明〕	10:25 ～ 10:30
〔質 疑〕	なし

〔討 議〕

○富田まゆみ委員

先ほどの説明では、議長以下それぞれの補正額が示されたが、国からの趣旨はわかるが、市議会としてどう考えるかも考慮していいのでは。

○鈴木久裕委員

市長、副市長、教育長、一般職員との均衡はどう考えるのか。

○富田まゆみ委員

議案第92号、93号、94号は反対で、一般職は議案どおりと考えている。

○鈴木正治委員

議員報酬自体は、報酬審議会で決めないとできない。今、多くの話の中では議員報酬を上げてほしいという声をよく聞く。議員報酬も上げない方向であれば良いが、周辺市町を見ても、議員報酬を上げたい意向は強い。それも必要ないということか。せめて物価上昇くらいは上げるというのが1つの考え方。それを議員報酬ではなく、期末部分だけに跳ね返らせるという考えは、物価も上がっているので実施したらどうかということではないか。現実には物が上がっていくと、実質収入は下がっていく。それが議員報酬として良いのか。

○草賀章吉委員

個人的に、反対だから貰わないということとはできるのか。それができるならそうしたら良い。

○富田まゆみ委員

趣旨は、物価の上昇に依じてと言うこともわかるが、非常勤職員の時間単価を考えたり、総合的に全体を考えたときに、ここを上げて非常勤職員の単価がそのままでいいのかということに疑問に感じている。それを含めた提案である。全体の人件費を考えて。

○鈴木正治委員

他の収入が安いから、議員の収入を下げるのは、違ってくる。市の職員の給与が他に比べて安いなら、下げようという話になるのか。市の職員と他の職員があれば、他を上げて、市の職員を下げようということと同じになっている。全体を考えるなら。それぞれの部分で適正に考えられている。

○二村禮一委員長

簡潔に言うと、議員は期末手当が高いから止めようということか。

○山本行男委員

人事院勧告に則ることは賛成。人事院勧告には、企業等の差額を調査してやっている事においては、市民に対して説明がつく。非常勤の時間給の引き上げは聞こえが良い。それは給料全般の議論であり、人事院勧告とは質が違う。

○草賀章吉委員

市の一般職と議員はどう違うのか。

議員は上げるべきではなく、市の職員は上げるというのはどう考えているのか。

人事院勧告に基づくものであり、対象を議員や特別職に適用する考えになっている。報酬は高いと思っていない。若い議員は生活は大変と言っており、報酬自体を上げてほしいという議論も一方ではある中で、よく首長が立候補したときに、半額でやると言って当選する人もいるが、いかがなものかと思う。自主返納すれば良いのか、途中で止める人もいた。それが選挙の争点になったり、人気取りでするのはどうか。そうであるならば、議員が自主返納したいなら、自主返納できるように研究すれば良い。

○山本行男委員

議会としては、定数を減らしてかなりの金額を浮かせている。その意味も全部連動していると思う。この議論もわからなくはないが、全体としては、議会もかなり寄与している。これを上げたとしても問題無いと思う。

○二村禮一委員長

条例を作成していくのか。

○草賀章吉委員

そのくらいの覚悟が必要ということである。

○寺田幸弘副委員長

議員の年齢構成も様々で、議員の生活状況をみると人事院勧告は大事にする必要がある。必ずしも議員報酬が高いという感じは受けていない。準拠するのは良いと思う。

○鈴木久裕委員

一般職と違い、特別職の報酬は生活給ではない。報酬に見合った仕事をしているかどうか。

○鈴木正治委員

期末手当が要らないのか、上げる部分が要らないのか。

○富田まゆみ委員

それぞれの生活があり、市民のための活動となるのはわかる。期末手当を廃止するということではなく、物価上昇に応じることなのか。金額的には、大きな訳ではないが、それに対して、今後も人事院勧告に応じてあげるとすると、ずっと上がる。

○草賀章吉委員

民間水準と比べて後追いで人事院勧告が出ているので、民間が下がれば下がっていく。

●松井市長

富田まゆみ委員は、自動的に議会も議決して、給与のチェックがしていないと思うが、リーマンショックの時には、三役も職員も議員もカットした。そのような状況には、給与を我慢してもらおう。今回の人事院勧告には年収も上がっている。未来永劫続くわけではない。状況が変われば議会で議論して、カットできる。今回はそのような状況にはないと思っている。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

②議案第 92 号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

③議案第 93 号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 10:53 ～ 10:54 〕
〔質 疑 なし 〕

〔討 議〕

○富田まゆみ委員

物価上昇や人事院勧告を準拠しているが、上げなければいけない理由について委員の意見を聞きたい。

○草賀章吉委員

夕張市のような事態になったときには、人事院勧告があっても判断が難しい。しかし、掛川市はそのような状況ではないので問題無いと思う。

○鈴木久裕委員

議案第93条、議案第94条は他のところとの均衡もあるので、この水準にしておくのは良いと思う。

○富田まゆみ委員

夕張市のような状態ではないことはわかっているし、負債の返済もできているので全体予算

を考えると危惧する状態ではないことはわかる。しかし、負債がゼロではない中で、一般職とは別の、特別職が少しでも全体の市政の運営を循環することに、少しでも議員ができることであるのではないかという意味も含めての意見である。

○鈴木正治委員

全体予算を考えるなら、政務活動費を自己負担にすればすごく浮いてくる。そのかわり全て自己負担とするのは可能なので、努力の仕方はあると思う。報酬があるので、その中でやれば良い。あるいは、個人的に政務活動費を使わないこともできる。それでも効果はあると思う。

○山本行男委員

特別職も準拠すればいい。他市も準拠していると思う。

○草賀章吉委員

特別職が一般職よりも高いのは、それだけの仕事は職務として与えられている。一般職だけ上げて、特別職を上げない理由がわからない。貰いすぎや仕事をしていないというのは別の問題になる。具体的な内容を協議するのが議員ではないのか。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

③議案第93号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

④議案第94号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 11:01 ～ 11:03 〕

〔質 疑 11:03 ～ 11:04 〕

○鈴木久裕委員

議案第93号は給料となっており、94号は給与となっているが、名称の違いは。

●高鳥行政課長

93号は給料等となっており、給料とは、月例給を指し、地方自治法上、常勤の職員には給料を支払うことになっている。93号の常勤特別職は、他にも退職手当などが規定されているので、等で括られている。また、94号の給与には、給料に加えて、諸手当が含まれている。

〔討 議〕なし

○富田まゆみ委員

議員と特別職と同様に教育長は条例の改正は不要ではないか。

○寺田幸弘副委員長

既に議論が出尽くしている。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

④議案第94号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑤議案第 95 号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔行政課 説明 11:06 ～ 11:10 〕
〔質 疑 11:10 ～ 11:13 〕

○鈴木久裕委員

準則に基づいて行われているのか。職員組合との交渉結果はどうなっているのか。

●高鳥行政課長

国家公務員の一般職の給与は、給与法で定められており、11月28日に参議院で可決成立している。条例は、この条文に準拠している。組合とは、2回の団体交渉を行い、給与改定の内容について、いずれも妥結している。

○草賀章吉委員

給料表において、高卒や大卒の初任給はどこに当たるのか。

●高鳥行政課長

大卒の初任給は1級29号で1,400円のアップ、高卒の初任給は1級9号で1,500円のアップである。

〔討 議〕なし

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑤議案第95号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

- ⑥議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター）
⑦議案第 99 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール）
⑧議案第 100 号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ）

〔文化振興課長 説明 11:15 ～ 11:18 〕
〔質 疑 11:18 ～ 11:26 〕

○草賀章吉委員

生涯学習振興公社のあり方を、この1年間で結論を出さないといけないということか。

●大井文化振興課長

振興公社としても、3年間の指定管理において公社改革を行ってきた。例えば、月に1度の月例会議などを開催しながら、収支、事業概要、情報共有にも努めた。また、職員のスキルアップを目指した職員研修等、さまざま行ってきた。そういう意味からも、公社も改革を目指しており、市の100%出資の公社として、市としても指定管理としての責任を感じている。それらを含め、1年間の延長となっているが、早めに市の中で議論を重ねて方向性を見いだしていきたい。

○寺田幸弘副委員長

前倒しで進めるための会議や検討会など、今後の計画について、どのように考えているのか。

●大井文化振興課長

これまでの3年間でも公社のあり方検討会を開催してきた。いづろまでかは回答を控えさせていただくが、課内や市長、副市長を含めどのような方向性が良いのかいくつかの案も出てきている。方向性が決まり次第、議会には報告したい。

○鈴木久裕委員

持っている案は、どんな案があるのか差し支えなければ教えてほしい。

●大井文化振興課長

あくまでも課内の案のため、公になっていないので差し控えさせていただきたい。

●松井市長

指定管理者を1年延長した理由は、振興公社自体が今やっているような指定管理の内容ではなく、例えば1年延長した後、どこにするかというときに、今までは単独で依頼をしていたが、競争したらどうなるのかを一方で考える。もう一方では、振興公社自体がどうあるべきかは行政と一緒に考えていく。従来、文化振興課がなく、公社に任せてきた経緯がある。文化振興課を設置したとき、行政としてやるべき事があるため、今は両方が担っているので整理が必要。行革審は解散と言って来たが、人も配置されているので、一方的に解散は難しい。磐田は公社を解散すると言って10年掛かっている。できるだけ早くやるということはあるが、色んな観点からこの問題は考えていかないといけないと思っている。議員の意見も聞きながら進める必要があると思っている。来年度の指定管理の時に、単独でお願いできるかどうかも含めて、今回1年延長した。

〔討 議〕

○鈴木久裕委員

指定管理の趣旨からすると特殊ではあるが、説明があったように重要な局面で期間設定も選定方法も特別であり、この方法で良いと思う。

○寺田幸弘副委員長

鈴木久裕委員と同じである。難しい問題であることは理解した。この議案内容で良いと思う。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ⑥議案第 98 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター） |
| ⑦議案第 99 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール） |
| ⑧議案第 100 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ） |

全会一致にて原案のとおり可決

5) 閉会

11:27